

旭川市交通安全対策会議委員公募要領

1 趣旨

交通安全対策基本法第18条及び旭川市交通安全対策会議条例第1条の規定に基づき設置する、旭川市交通安全対策会議の委員のうち、同条例第3条第5項第7号により委嘱する委員の公募について、必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事項

令和9年度から令和13年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の指針となる第12次旭川市交通安全計画の策定に向けた計画案の審議を行う。

3 任期

委嘱の日から2年とする。

4 募集人員及び選考方法

4人（原則、男性1人、女性3人）とする。

公募委員は、原則として応募者を委員とするが、応募者が募集人員を超えた場合においては、委員又は参加者として在任している本市の附属機関及び懇談会等の合計数が少ない方を優先し、それでも決定しない場合は抽選により選考する。

ただし、男女いずれか一方が募集人員に達しないときは、原則として、もう一方の性別の委員を充てるものとする。

5 募集期間

令和8年6月22日（月）から7月21日（火）までとする。

6 応募資格

審議内容に関心があり、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 旭川市内に居住しているか、通勤通学している者
- (2) 令和8年7月21日現在で満18歳以上の者
- (3) 本市の附属機関の委員又は懇談会等の参加者に2つを超えて在任していない者
- (4) 本市の市議会議員及び職員でない者

7 応募方法

交通防犯課、市政情報コーナー及び各支所に備え置いた所定の応募用紙によるものとし、持参、郵送、ファックス又は電子メールにより受け付ける。